

令和7年度全国町村職員生活協同組合 共済事業加入推進運動実施要綱

3

全国町村職員生活協同組合

1. 趣旨

全国町村職員生活協同組合は、協同互助の精神に基づき、町村等職員の福祉の向上に資することを目的に昭和29年に創設した職域生協で、火災共済事業と自動車共済事業を実施している。

本組合は事業開始以来、町村等職員の方々の安定した生活に寄与することを最大の目標とし、組合員の要請に応え、時代に即応した共済制度とすべく改善充実を重ねて来ているところであり、組合員と関係各団体のご理解・ご協力により多数の共済契約を得ているが、近年、町村等職員の減少そして損保会社・他共済との競合激化などもあり、共済事業を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

事業の安定した運営にはより多くの町村等職員の方々の共済事業の利用が必要であることから、本年度においても、関係各団体のご協力を頂きつつ、本要綱により本共済事業の加入推進運動を全国的に展開する。

2. 運動期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日までの4か月間

(加入推進運動は、地域の状況等により上記期間に限定せず、最も適切な期間に実施するものとする。)

3. 達成目標とその措置

目 標

(1) 新規加入の推進

未加入者に対してパンフレットを配布する等、事業内容のPRに努める。併せて、組合への新規加入並びに火災共済、自動車共済、特定疾病保険及び生活総合保険等その他事業の利用勧奨を図る。

(2) 継続加入の推進

- ① 退職者組合員制度により、退職後も火災共済事業、自動車共済事業ともに終身利用することができる。

本年度中に退職される組合員に対する退職者組合員への移行を促進し、継続加入の推進を図る。

- ② 市制を施行した団体の旧町村職員の継続加入の推進を図る。

4. 運動の方法

(1) 本部の主な担当事項

- ① 加入推進運動の企画立案
- ② 資料および印刷物等の作成配布
- ③ 都道府県事務担当者会議の開催
- ④ 加入推進運動に関する連絡

(2) 都道府県支部（町村会）の主な担当事項

- ① 増強目標および運動計画の作成
- ② 諸会議等における普及勧奨
- ③ パンフレットその他印刷物等の配布
- ④ 加入団体への訪問による加入推進

(3) 町村等への依頼事項

- ① パンフレットの配布等による職員への周知
- ② 組合加入・共済契約手続きへの協力